

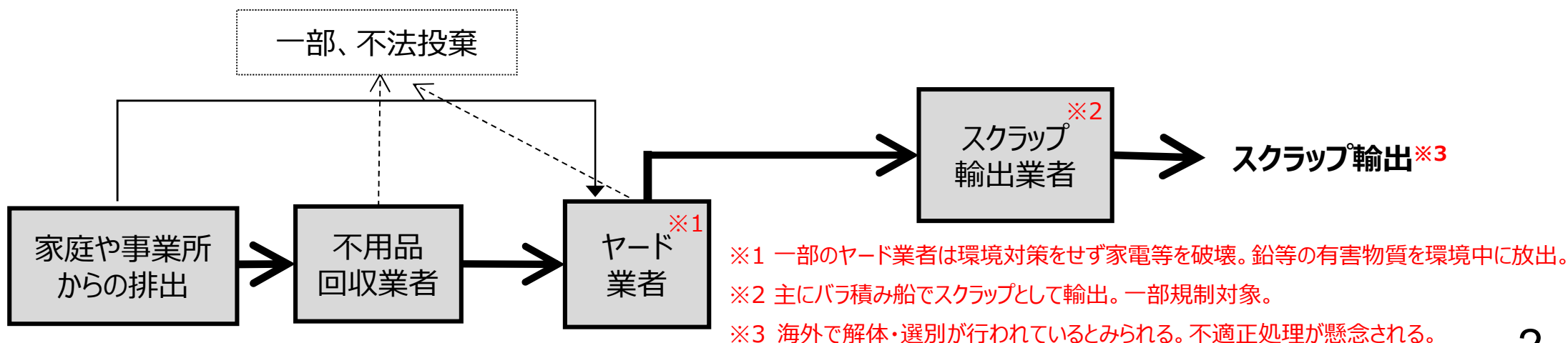


ヤードの現状と背景

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
令和6年10月16日



- ① 平成29年の廃棄物処理法の改正により、新たに「有害使用済機器保管等届出制度」を創設。しかし、当該制度に基づく届出件数は計547件（R5.9時点）に留まる。
- ② 「有害使用済機器保管等届出制度」の規制対象は、リサイクル法の対象機器（家電4品目及び小型家電28品目）に限定。
- ③ 規制対象外の金属スクラップ等の不適正な保管や処理に起因する騒音や悪臭、公共水域や土壌の汚染、火災の発生等が報告されている。また、不適正なヤード業者を経由して金属資源等が海外に流出しているとの指摘もある。
- ④ 一部の自治体においては、廃棄物や有害使用済機器に該当しない、いわゆる再生資源物の保管に関する規制を設ける条例を制定しているが、条例が制定された自治体から制定されていない自治体に事業場を移転する動きがあるとの指摘もある。



廃棄物：

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、固形状又は液状のもの ※ 廃棄物処理法第二条第一項

廃棄物該当性の判断について

廃棄物に該当するか否かは、以下の各種判断要素の基準により総合的に判断するものとされている。

ア 物の性状

利用用途に要求される品質を満足し、かつ生活環境の保全上の支障が発生するおそれのないものであること。

イ 排出の状況

排出が必要に沿った計画的なものであり、排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされていること。

ウ 通常 of 取扱い形態

製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められないこと。

エ 取引価値の有無

占有者と取引の相手方の間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があること。

オ 占有者の意思

客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められること、又は放置若しくは処分 of 意思が認められないこと。

有害使用済機器と廃棄物の関係

有害使用済機器

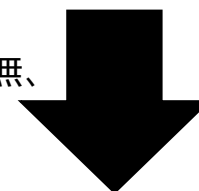
使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く。）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの



有価物扱い

廃棄物

物の性状、排出の状況、通常の手扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断



廃棄物扱い

➤ 有害使用済機器の例：外形上、元の機器が判別できる場合には有害使用済機器と解する。



プリンター



パソコン



掃除機

- 取扱いの過程で破損等されたことで、廃棄物と判断された機器については、廃棄物として適正に処理する必要がある。
- 有害使用済機器の処理の過程で発生する廃棄物は、当該事業場の廃棄物として廃棄物の処理基準に従い適正に処理（又は廃棄物の処理業者に処理委託）する必要がある。

廃棄物処理法の規制の範囲

H29までの規制範囲

廃棄物

汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの

一般廃棄物



産業廃棄物



規制範囲外

有価物

廃棄物と判断されないもの



H29年廃棄物処理法改正

H29～の規制範囲

廃棄物

汚物又は不要物であって固形状又は液状のもの

一般廃棄物



産業廃棄物



規制範囲外

有価物

廃棄物と判断されないもの

有害使用済機器



有害使用済機器の品目一覧

- 法第十七条の二第一項の政令で定める機器は、次に掲げる機器（一般消費者が通常生活の用に供する機器及びこれと同様の構造を有するものに限り、その附属品を含む。）であつて、使用を終了し、収集されたもの（廃棄物を除く。）とする。【廃棄物処理法施行令第十六条の二】

家電 リサイクル法 対象品目 (4品目)



小型家電 リサイクル法 対象品目 (28品目)



ファクシミリ、PHS・スマートフォン、ラジオ、ビデオカメラ・DVDレコーダー、デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセット、パーソナルコンピュータ、磁気ディスク装置・光ディスク装置、ディスプレイ、電子書籍端末、電動ミシン、電気グラインダー・ドリル、ヘルスメーター、電動式吸入器、フィルムカメラ、電子レンジ、電気除湿器、電気アイロン・掃除機、電気こたつ・電気ストーブ、電気かみそり、電気マッサージ器、ランニングマシン、電気芝刈機、蛍光灯器具、電子時計、電子楽器 等

※家庭用機器との差異について、現場での判断が容易ではないものに限り業務用機器においても対象となります。

有害使用済機器の保管等に関する技術的検討会



【有害使用済機器の指定に関する主な意見】

- **家電4品目・小型家電28品目をまず指定するという方向性はよい。**
 - ✓ いわゆる雑品スクラップの定義が困難である以上、機器で指定する考え方はやむを得ない。ただし、指定されなかった機器によって問題が継続することを防ぐことが肝要である。
 - ✓ 「有害使用済機器」という名称が法で規定されたが、「有害」、「機器」という用語を狭く捉えないようにすべきである。「有害」は油やフロン等の環境への放出や火災の発生も考慮すべきであり、「機器」は解体されたことで発生する部品や原材料も過度に除外されないようにすべきである。
 - ✓ 指定に際して、個別の規制による新たな「すきま」が発生しないように配慮すべきである。
 - ✓ 今回の指定は「第一歩」と考えるのが適切であり、追加指定や柔軟な運用ができるようにすべきである。
- **家庭用・業務用で区別すべきではない。**
 - ✓ 業務用機器でも家庭用と同様の性状を持ったものは多い。品番まで見ないと区別できないものもある。
 - ✓ 家庭用・業務用による区分を設けると、自治体による指導が難しくなる。
- **家電4品目・小型家電 28 品目以外の有害性、発火性、爆発性、油やフロンの放出等についても考慮して機器を指定すべき。**
 - ✓ 火災のおそれがあるものとして、バッテリー、リチウムイオン電池は過去に火災事案の原因になったことがあるため、適切な対策を講じる必要がある。

今回指定しない機器についても、当該機器の有害性や輸出実態を含む使用済機器としての流通の実態等を踏まえて対象機器を追加する等、必要な措置を引き続き検討し、適時適切に機動的な対応を行う。

有害使用済機器の保管基準の概要①

- 法第十七条の二第二項の規定による有害使用済機器の保管及び処分（再生を含む。）の基準は、次のとおりとする。【廃棄物処理法施行令第十六条の三】

【囲いの設置】

- 有害使用済機器の保管に当たっては、みだりに人が入り込まないように、また、機器やその一部が周辺環境へ飛散・流出しないよう管理するため、囲いを設け、**保管の位置を明らかにする必要がある。**
- また、**囲いに荷重がかかるように有害使用済機器が保管されている場合**、囲いが倒れ又は壊れること等により、有害使用済機器が周辺に崩落しないように、当該荷重に対して**構造耐力上の安全が必要である。**

【保管の場所に係る掲示板】

- 有害使用済機器の保管に当たっては、有害使用済機器の保管等の場所である旨、管理者の氏名又は名称、連絡先、保管又は処分の別、保管品目及び最大保管高さ（容器を用いずに屋外で保管する場合に限る。）など、**必要事項が表示された掲示板を設ける必要がある。**

【保管高さ】

- 有害使用済機器を容器を用いずに屋外で保管する場合、機器やその一部の周辺環境への飛散・流出の防止や火災対策の観点から**保管の状況に応じて定められた高さを超えないようにする必要がある。**

【土壌・地下水汚染防止】

- 有害使用済機器は内部に潤滑油等を含むものがあり、また、多くの機器では有害物質を含んでいる。そのため、**保管に際し、油の漏洩や汚水の発生・流出等が生じる場合には**、公共水域、土壌や地下水の汚染のおそれがあるため、**周辺環境の汚染を防止する必要がある。**

有害使用済機器の保管基準の概要②

【飛散・流出に関する必要な措置】

- 屋外で容器を用いずに保管する場合で、**強風時等に有害使用済機器やその一部が飛散・流出するおそれのある場合は、フェンスを設けるなど保管の状況に応じた対策が必要である。**

【生活環境の保全】

- 有害使用済機器の保管を業として行うに当たっては、機器の搬入搬出に伴う車両の走行、車両からの積卸し、積み込み、選別時の重機稼働等による**騒音・振動により、生活環境保全上、悪影響を及ぼさないような対策が必要である。**

【火災・延焼防止】

- 有害使用済機器の中には、乾電池、リチウムイオン電池等が含まれている物があり、これらの**電池からの液漏れや短絡を要因として火災が発生するおそれ**が指摘されている。また、外装に多く使われている**プラスチック等の可燃物による延焼のおそれ**も指摘されている。
- このことから、**火災発生源の可能性のある物の分別、保管高さを一定程度（5 m以下）に制限する等の対策が必要である。**

【公衆衛生の保全等】

- 有害使用済機器の保管等に当たっては、ねずみ、害虫等の発生を防止するため、保管する有害使用済機器等の整理、整頓及び保管場所の清掃を行うことで、衛生的な環境を保持する必要がある。
- 害虫の発生防止又は雨水の腐敗による悪臭防止のため、雨水が溜まらないようにする必要がある。また、害虫等が発生するおそれがある場合には、薬剤散布などを行う必要がある。

有害使用機器保管等届出制度の状況

(都道府県及び政令市 計129)



○ 保管等の届出件数

事業区分	届出件数
保管のみ	477
保管・処分（再生）	70
計	547

○ 事業場の種別・地域別の届出件数

地域	保管のみ	保管・処分（再生）	合計
北海道	2	1	3
東北	75	6	81
関東	170	26	196
中部	49	6	55
近畿	92	12	104
中四国	68	12	80
九州	21	7	28
計	477	70	547

○ 生活環境保全上の支障の把握状況（自治体）

把握状況	自治体数
把握している	5
把握していない	55
支障の発生はない	45
未回答	24
計	129

➤ 火災4件、騒音・振動1件



- ① 有害使用済機器から取り出した電池をプラスチック製のカゴに入れて屋外で保管していたところ、火災が発生した。
- ② 有害使用済機器から取り出した電池をフレコンバッグに入れて屋外で保管していたところ、火災が発生した。
- ③ 有害使用機器の上に重機を置いたことにより、有害使用機器内のリチウムイオン電池が発火し、重機や周囲の有害使用機器に燃え移った。
- ④ バッテリーの漏電と推測される火災が発生した。

「有害使用済機器以外の機器等」のみを取扱う事業場の状況

(都道府県及び政令市 計129)

＜「有害使用済機器以外の機器等」の定義＞

- 廃棄物・有害使用済機器のいずれにも該当しない使用済機器等。
- 機器から取り外された部品類も含む。

例) 業務用機器、給湯器、配電盤、無停電電源装置 (UPS)、オートバイ、農機具、自動販売機、電動バイク

○ 取扱い事業場数 (23自治体からの回答)

事業区分	事業場数
保管のみ	124
保管・処分 (再生)	21
事業区分なし	177
計	322



業務用エアコン



業務用冷凍庫

- 106自治体は把握していないと回答

注：一部の自治体に本調査（取扱い事業数）に関して確認したところ、「有害使用済機器以外の機器等のみを取扱う事業場」に「金属スクラップヤード」や「プラスチックヤード」を含めていないとの回答があった。したがって、本調査の事業場数にこれらのヤードが含まれていないおそれがある。

参考：ヤードの実態把握状況（千葉県調査①）

○ 全国のヤード数（令和3年8月時点。各都道府県からの回答による。）

	千葉県	静岡県	長野県	三重県	鳥取県	茨城県	全国
ヤード数	345	138	81	77	47	35	808
割合	42.6	17.1	10.0	9.5	5.8	4.3	—

○ 周辺環境への影響を認めた千葉県内ヤード数…108（H30.1以降に発生した件数）

騒音・振動	油汚染	飛散・流出	悪臭	水質汚濁	火災	崩落 ^{※1}	水質汚濁 ^{※2}
78	34	33	15	4	27	73	23

➤ 重複してカウントしているため、合計は108にならない。

※1 高積に伴う崩落のおそれ。外壁より高く積まれていることを確認したもの。

※2 水質汚濁のおそれ。直接、場外に水が排水されていることまでは確認できなかったもの。

【騒音・振動：78事業場】

- バックホーによる分別作業やダンプの積卸し作業に伴う断続的な金属の衝撃音、処理施設におけるプラスチックの破碎に伴う継続的な騒音があった。いずれも敷地境界で、簡易測定の結果、最大80デシベル程度の騒音があった。
- 騒音の詳細調査として騒音規制法に基づき騒音を測定した結果、評価値（L5値）73デシベル、最大値（瞬時値）85デシベルを確認した。

【油汚染：34事業場】

- 油を含む機器類の地面への直置きに伴う油染みがほぼ全てであった。
- 油が含まれるモーター等が野ざらしで保管されているところ、油水分離槽等の設置もなく、これらに触れた雨水（汚水）流出のおそれがあった。
- 実際に場内にこぼれていた機械で使用された油が雨水とともに河川へ流出したことを確認した。

【飛散・流出：33事業場】

- 屋外保管に伴う場外周辺への飛散や高積みに伴う場外への流出（敷地境界から数メートル程度の範囲）があった。
- 洗浄水の排水に伴うプラスチック片の流出があった。（道路側溝を通じて数キロメートル先の田んぼまで流出）。

【悪臭：15事業場】

- ペレットの加工施設によるプラの溶融に伴う臭いが施設の設置される建屋内では感じたが、建屋外・事業場外ではいずれも臭いはなかった。
- 作業員から、金属のガス溶断作業に伴う金属付着油の揮発による悪臭の苦情があることを聴取した。

参考：ヤードの実態把握状況（千葉県調査③）



【水質汚濁：4事業場】

- ・ 破碎後プラスチック等を洗浄してペレット化している施設の排水から、排水基準を超過するカドミウム、鉛、水銀の有害物質や破碎後プラスチック等の事業場外への流出があった。

【火災：27事業場】

- ・ 重機による金属スクラップ等の分別作業や営業時間外における保管物からの火災があった。
- ・ 金属スクラップヤード等における火災件数は、平成30年1月から令和4年3月31日までに27件（事業場全体の約8%：雑品及びプラスチックのみ）であったことに対して、産業廃棄物処理許可業者の事業場における火災件数は13件（事業場全体の約4%）であったことから、火災の割合が倍程度もあった。

【高積に伴う崩落のおそれ：73事業場】

- ・ 現地調査の半数以上の事業場で外壁より高く積まれた金属スクラップ等による崩落のおそれを認めた。

【場内循環等と称する水による水質汚濁のおそれ：23事業場】

- ・ 洗浄・水選別施設で使用する水については、事業者は場内循環水と称するが、最終的な処分方法が確認できず、これらの排水による水質汚濁のおそれを認めた。
- ・ 水質汚濁の詳細調査として場内循環水の水質調査をした結果、排水基準を超過するカドミウム、鉛、水銀の有害物質等が検出された。

- 一部の自治体の中には、廃棄物処理法上の廃棄物に該当しない再生資源物であっても、屋外保管施設（金属等のスクラップヤード）の設置を条例に基づき規制している事例も存在。

<例 1>

千葉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例 (令和 6 年 4 月 1 日施行)

<概要>

- 金属及びプラスチックの再資源化の適正な実施を図るため、保管物の崩落、火災の発生等を防止することで県民の生活の安全を確保するとともに、生活環境保全上の支障の防止を図ることを目的。
- 規制対象となる「特定再生資源」とは、次の①、②でこれらが破砕され、切断され、圧縮され、又は解体されたものを含む。
 - ① 使用を終了し、収集された製品（金属又はプラスチックが使用されているものに限る。）
 - ② 収集された金属等（製品の製造、加工、修理又は販売、土木建築に関する工事その他の人の活動に伴い副次的に得られたものに限る。）
- 規制対象事業は、特定再生資源を屋外において、重機等を使用して積上げて保管をする事業。
- 都道府県知事による許可制で更新はなし。

<例 2>

茨城県再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例 (令和 6 年 4 月 1 日施行)

<概要>

- 再生資源物の屋外における適正な保管について、屋外に保管された再生資源物の崩落等の事故又は火災の発生等を防止し、併せて当該保管に伴う騒音又は振動等の発生の防止等を図り、もって災害の防止及び生活環境の保全に資することを目的。
- 規制対象となる「再生資源物」とは、使用を終了し、収集された木材、ゴム、金属、ガラス、コンクリート、陶磁器若しくはプラスチックを原材料とするもの（分解、破砕、圧縮等の処理がされたものを含む。）又はこれらの混合物をいう。
- 規制対象事業は、業として再生資源物の取引を行うために、屋外に再生資源物を保管する事業。
- 都道府県知事による許可制で5年の更新制。

両条例とも規制対象から「廃棄物」、「有害使用済機器」は除かれている。

再生資源物の保管に関する条例の施行状況①

(R6.10.16 時点)

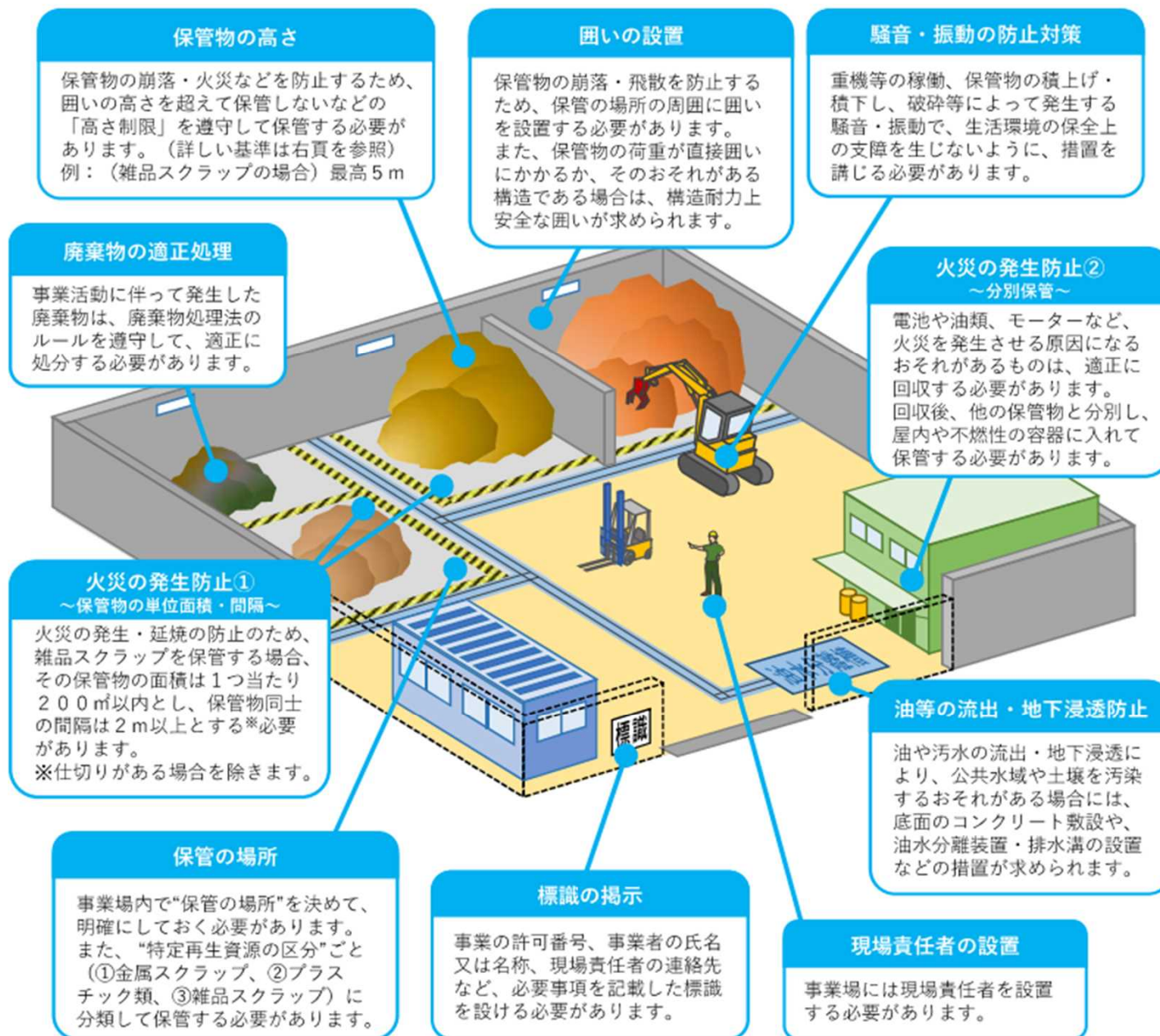
※ 自治体名 ()内は 施行日	目的	対象物	許可/届出	主な 内容
①神奈川県 綾瀬市 (R元.7.1)	市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与する。	再生資源物（廃棄物及び有害使用済機器を除く）	届出	事故時の措置、 立入検査等、 改善命令等、 公表
②千葉市 (R3.11.1)	市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与する。	同上	許可	事故時の措置、 立入検査等、 停止命令、 許可取消、罰則
③千葉県 袖ヶ浦市 (R5.4.1)	市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与する。	同上	許可	帳簿の整備、 事故時の措置、 立入検査等、 勧告及び命令 等、許可取消、 公表、罰則
④さいたま市 (R6.2.1)	市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与する。	同上	許可	帳簿の整備、 事故時の措置、 立入検査等、 指導及び勧告、 許可取消、公 表、罰則
⑤千葉県 (R6.4.1)	保管物の崩落、火災の発生等を防止することで県民の生活の安全を確保するとともに、県民の生活環境の保全上の支障の防止を図る。	特定再生資源（廃棄物、有害使用済機器及び特定自動車部品を除く）	許可	責任者設置義 務、帳簿の整 備、立入検査 等、措置命令、 許可取消、罰 則

再生資源物の保管に関する条例の施行状況②

(R6.10.16 時点)

※ 自治体名 ()内は 施行日	目的	対象物	許可/届出	主な 内容
⑥茨城県 常陸大宮市 (R6.4.1)	市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与する。	再生資源物（廃棄物及び有害使用済機器を除く）	許可	帳簿の整備、 事故時の措置、 立入検査等、 許可取消、罰 則
⑦茨城県 (R6.4.1)	災害の防止及び生活環境の保全に資する。	同上	許可	帳簿の整備、 事故時の措置、 立入検査等、 勧告及び命令、 許可取消、罰 則
⑧埼玉県 越谷市 (R6.7.1)	市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与する。	同上	許可	記録の作成、 報告徴収、立 入検査、勧 告・命令、罰 則
⑨山梨県 (R6.7.1)	現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。	再生資源物（廃棄物、有害使用済機器及び特定自動車部品を除く）	届出	帳簿の整備、 立入検査等、 改善命令等、 罰則

千葉県条例におけるヤード例



茨城県の条例におけるヤード例



ヤードでの不適正な保管

立ち上る黒煙 浜松市中央区のヤードで火災
金属スクラップなど焼く (R6.8.18 日テレニュース)



<https://news.ntv.co.jp/n/sdt/category/society/sdfddd13f6998e4fcb9ff30e571bc29724>

三重 鈴鹿 廃材や車置かれたヤード火災
ほぼ消し止められる (R6.5.5 NHKニュース)



<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240505/k10014441041000.html>

○ 有害使用済機器以外の機器等の保管や処分における生活環境保全上の支障事案数

事業区分	火災	飛散流出	騒音・振動	水質汚濁
有害使用済機器保管等届出事業者	8	1	1	0
産業廃棄物処理業者	5	0	0	0
雑品スクラップ業者等	5	0	11	6
計	18	1	12	6

※ 出典：令和5年度有害使用済機器等の取扱に関する実態調査業務 (R5.9.30時点)

事例（太陽光発電施設における金属ケーブル窃盗）

窃盗実行犯

令和4年9月から令和5年7月までの間、茨城県など5県下の太陽光発電施設における銅線ケーブル窃盗事件でカンボジア人7名を逮捕（うち6名が不法残留状態）。【群馬県警察】
⇒ 窃盗事件76件（被害総額約2億5,400万円相当）を送致。

被害に遭った太陽光発電施設



押収した犯行車両・犯行用具及び盗品の銅線ケーブル



売却

買取り業者

盗品は、群馬県の金属くず買取り業者によって買い取られていた。
更に、別のカンボジア人グループが茨城県の太陽光発電施設から窃取した銅線ケーブルも、同一の金属くず買取り業者によって買い取られていた。

鉛くずの海外への流出（日本鉱業協会の提供資料）



- 鉛のくずの輸出は、2023年には2020年以前の約10倍に急増、特にマレーシアなどの東南アジア地域で伸びが顕著
- 背景として、**バーゼル法の規制対象である廃鉛蓄電池を新規参入業者が不適正ヤード等で違法に収集、解体処理し輸出しているものと考えられる**
- 日本の鉛需要は90%近くが鉛蓄電池であり、国内では廃鉛蓄電池以外のスクラップは限られている
- また、2021年頃より輸出価格の二極化が見られ、マレーシアやカンボジア向けは安い、これは従来から輸出されてきた金属系屑と違って鉛品位の低い巢鉛を多く含むためと推察される

自治体からの意見（概要）

【有害使用済機器の範囲について】

- ✓ 有害使用済機器と同等の有害性を持つ「有害使用済機器以外の機器等」についても規制の対象とするよう制度を拡充していただきたい。
- ✓ リユース、有害使用済機器以外の機器及び業務用機器について、状況把握は困難。

【基準について】

- ✓ 廃棄物と有害使用済機器を見分ける判断基準の明確化が望まれる。
- ✓ 有害使用済機器保管等届出の対象となりうる機器が屋外保管されている状況下においては、廃棄物として判断される場合が多く、有害使用済機器として判断されるケースは稀である。廃棄物、有害使用済機器の判断の重複する部分について、より明確な基準を教示いただきたい。

【届出・許可について】

- ✓ 小規模事業者や廃棄物処理業者は届出が免除されているため、実態把握が難しい。
- ✓ 有害使用済機器保管等届出をしないことを目的に、収集運搬業積替え保管の許可を取得しようとしていると思われる業者が存在する。

【生活環境保全上の支障について】

- ✓ 金属のみ回収する事業者であっても、時折携帯電話等リチウムイオン電池製品が混入している場合があり、火災の危険性がある。

【事業者について】

- ✓ 有害使用済機器保管制度について事業者の説明する際、日本語が通じない外国人が多く、苦慮している。
- ✓ 金属回収（有価買取）業者の増加や拠点を持たないトラックによる回収のみの業者が増加している。

事業者からの意見（概要）

【法的規制について】

- ✓ 不適正ヤードに関し自治体レベルの条例等による規制では、規制の緩い地域へ業者が拠点を移す事例もみられ、廃棄物処理法の見直しや厳格な適用、国による法律等での一律規制が求められる。

【巢鉛の輸出について】

- ✓ 急激に鉛のくずの輸出量が増えている要因として、実際には、廃鉛蓄電池を解体したくず、つまり、巢鉛や巢鉛をさらに破碎したものが輸出されているためだと考えている。
- ✓ 今までも、廃鉛蓄電池自体は国内に存在しており、既存の鉛精練会社はこれらを原料として使用していたが、違法性があると疑われる事業者が廃鉛蓄電池を購入し、不適正ヤードで解体をして、巢鉛を取り出し輸出するというような例が、この数年の間に急増していると推測している。

【不適正な処理について】

- ✓ 鉛バッテリーに関しては、ヤードにおいて鉛バッテリーの蓋を開けて希硫酸を取り出し、排水処理をせずに土壌浸透させている業者が一部いると聞いている。「違法な分解」とは、廃酸処理やプラスチックのケースを適切に処理せずヤードの中で積み上げていること等を指している。

【不適正な業者について】

- ✓ 建築基準法違反者と違法解体者、労働基準法違反者がそれなりに連動していたようである。自治体によっては、建築基準法だけではなく、各県の県警が動いているような盗難されたスクラップを保管しているヤードや近隣からのクレームがあったヤードについても立ち入りをしていると聞いている。